

様式 2

随意契約結果表(委託等契約)

所属名	山梨県産業技術センター
契約締結年月日	令和 7 年 4 月 1 日
契約者名	NEC ファシリティーズ株式会社
契約名	実験排水処理施設点検業務
契約金額 (税込み)	2, 3 1 0, 0 0 0 円
随意契約理由	実験排水処理施設は、センターの実験業務に伴い排出される廃液を薬液により中和させ、下水に放流するための施設である。当該廃液は、有害物質を多量に含んでいるため、放流に当たっては、その含有物を山梨県生活環境の保全に関する条例等の規定する範囲内としなければならない。 したがって、廃液の処理については、最大限の注意を払う必要があるが、中でも処理の中核となる装置の運転管理、薬品の投入については専門家による適正な点検・作業が要求される。 この点検業務は、実験排水処理施設を稼働させていくために必要不可欠なものであり、経験豊富で信頼できる者に委託しなければならない。 NEC ファシリティーズ(株)は、当該施設内の装置類を設計・設置した業者であり、装置の運転方法、薬品類の処方、点検内容等を熟知している。点検を開始した平成 5 年 4 月（平成 4 年度は保証の範囲）から令和 7 年 3 月までの間、当該業務を受託しているが、その履行内容は優秀であり、かつ信頼できるものである。 また、本施設の各処理槽、管理システム等は NEC ファシリティーズ(株)により専用に設計・製造・設置されている。そのため、定期点検時の部品交換・補修作業等には専用部品が必要不可欠であり、類似品による代替品を流用することは本施設の稼働環境の維持が十分に行えなくなるおそれがある。 さらに、故障時の対応についても、専用に設計された各機器についての専門知識を有し、各機器の修繕等に必要な専用部品を常に備える当該業者による迅速な対応がなければ、本施設の排水処理機能に多大な支障が生じ、本センターで実施する中小企業からの依頼試験、受託研究等に大きな影響を与えることとなる。 以上から、実験排水処理施設の年間管理業務の委託が可能な業者は当該業者のみであるため、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約とする。
随意契約の適用条項	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号 財務規則第 1 3 7 条第 3 項 運用通知第 1 3 7 条関係「4ーア」